

仕 様 書

1. 委託業務名

実験動物飼育管理業務（動物種：マウス、ラット）

2. 受託の本旨

公立大学法人九州歯科大学(以下「甲」という)における実験動物飼育管理業務は、受託業者(以下「乙」という)が動物実験施設本館で飼育する実験動物を良好な状態で維持し、異常事態が発生しないよう管理することを目的とする。

飼育する実験動物に異常事態が発生した場合は、乙は速やかに甲へ報告するとともに、甲と協議のうえ、必要な措置を講ずるものとする。

また、乙は業務実施時間外において緊急対応が必要となる事態が発生した場合に備え、連絡及び対応体制を整備し、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

緊急時の対応範囲及び対応方法については、甲乙協議のうえ別途定める。

3. 業務場所

（住所） 北九州市小倉北区真鶴2丁目6番1号

（施設名） 公立大学法人九州歯科大学動物実験施設

4. 委託期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

5. 業務時間

- （1） 乙は、本仕様書に定める業務を履行するために必要な人員を配置し、原則として平日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「祝日」という）並びに年末年始休暇を除く月曜日から金曜日まで）8時30分から17時15分までの間に業務を実施するものとする。なお、本契約における想定作業量は約1,890時間相当とする。
- （2） 土曜日、日曜日及び祝日等による4日以上の変休及び長期に休日が連続する場合、当該期間中の勤務体制及び業務内容については、事前に甲と協議を行い決定する。
- （3） 動物実験施設及び実験動物の管理運営上、作業時間を変更する必要が認められる場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

6. 業務内容

- （1） 実験動物の日常管理工作（最大収容ケージ数 約500ケージ）
 - ア. 飼育室内温湿度の確認
 - イ. 給餌給水《※特殊給餌・制限給餌給水を除く》
 - ウ. 飼育動物の異常チェック、状態観察記録
 - エ. 給水瓶、ケージ及び蓋の交換、洗浄、指定場所への運搬（給水瓶は週2回全交換及び必要に応じて補充、ケージ及び蓋の交換は基本週1回、これに実験者の要望等がある場合は、それに応じた給餌・給水・ケージ交換作業を行う）

- オ. 汚物の区分け、廃棄
- カ. 飼育機材などの滅菌、消毒《※オートクレーブによる滅菌》(適宜)
- キ. 飼育室内の清掃・消毒
- ク. 感染症のある寄生虫、病原体を持つ動物の管理は甲が行う
- ケ. スクリーン汚物処理(月1回)

(2) 動物飼育関連区域の定期的作業

- ア. 廊下、更衣室、飼育室全室、作業員控室、倉庫の清掃・消毒(適宜)
- イ. 飼育室内フィルター交換・洗浄(ダクトは週1回の洗浄・消毒、プレフィルターは月に1回、HEPA フィルターは必要に応じて)

(3) 実験動物の導入時の検収作業

検収に必要な事項(外貌検査、体重測定、性、数、規格、健康状態)の確認と記録(動物の導入がある場合は全て)

(4) 飼育器具、機材及び飼育機械設備の日常点検(目視確認、作動確認等)

なお、機器の修理、部品交換、メーカー点検及び保守契約に基づく保守業務は、本委託業務には含まないものとする。

(5) 飼育管理作業の記録整理

- ア. 飼育管理日誌の作成及び提出
- イ. 購入機材・飼料の在庫記帳

(6) その他の関連業務

- ア. 館内履物消毒作業(月1回)
- イ. 飼育館内衣の洗濯、所定場所への整理(週2回)
- ウ. 飼育動物に感染症の疑い又は異常事態が認められた場合の初動対応及び甲への報告
- エ. 災害、停電、設備故障その他緊急事態発生時における甲との連携及び必要な対応

(7) 飼育室内での乙の飼育用作業衣は乙が準備する。

(8) 動物実験施設新規利用者への利用方法説明(必要に応じて)

7. 乙及び業務従事者に求められる条件など

- (1) 業務従事者は、「3.業務内容」に示す全ての業務を実施できる者とし、常に善良な管理者の注意義務をもって業務にあたるものとする。
- (2) 乙は、業務従事者の中から責任者を選任し、甲へ文書にて通知するものとする。なお、責任者に変更がある場合は、事前に文書にて届け出るものとする。
- (3) 業務責任者は実験動物技術者資格(2級以上)を有し、動物実験施設における実務経験を3年以上有する者とする。
- (4) 業務従事者のうち少なくとも1名は、普通第一種圧力容器取扱作業主任者の講習修了者で圧力容器の知識と技術を有する者であること。

- (5) 飼育マウス等への様々なウイルス等の感染や汚染を避けるため、業務従事者は、齧歯類またはウサギを自宅等で飼育していない者とする。
- (6) 乙は、実験動物の感染症防止、動物の愛護及び福祉並びにバイオセーフティに関する教育訓練を定期的実施し、業務従事者の資質向上に努めるものとする。
- (7) 乙は、業務従事者に対し実験動物に関する教育訓練を年2回以上実施し、その記録を作成のうえ甲へ提出するものとする。
- (8) 業務従事者は、実験動物の取扱い、飼育管理、感染症対策及び動物福祉に関する知識・技術について適切な教育訓練を受けた者であること。
- (9) 乙は、業務従事者の急病、退職、感染事故その他の事由により業務遂行が困難となった場合であっても、本業務を継続して実施できる代替要員の確保その他必要なバックアップ体制を有すること。
- (10) 乙は、本業務の遂行にあたり、実験動物1級技術者、獣医師、実験動物微生物モニタリング技術者その他実験動物管理に関する専門知識を有する者から、技術的助言及び支援を受けることができる体制を有すること。
- (11) 乙は、緊急時に迅速な対応を行うことができる体制を有すること。
- (12) 乙は、実験動物飼育管理に関する専門的な知識及び技術を有する部署又は専門人材を有し、業務従事者に対する技術支援を行うことができる体制を整備していること。
- (13) 乙は、飼育機器、洗浄装置、滅菌装置その他関連設備の保守管理に関する知識及び技術を有する人員から支援を受けられる体制を有すること。
- (14) 乙は、実験動物の感染事故、微生物学的汚染その他飼育環境の異常発生時において、原因究明及び技術的助言又は支援を受けられる体制を有すること。
- (15) 乙は、感染事故その他により系統維持に支障が生じた場合に備え、必要に応じて、胚凍結保存、体外受精、胚移植その他の生殖工学技術による支援を受けられる体制を有すること。

8. 契約終了時の引継ぎ

甲は、契約終了後、乙または後任事業者による業務継続が円滑に行われるよう、必要な引継ぎ資料の提供及び説明、技術的助言等は無償で提供するものとする。乙は、当該引継ぎに要する作業について、追加費用を請求してはならない。

9. その他

- (1) 本仕様書に定める業務以外の業務については、甲乙協議のうえ別途実施するものとする。
- (2) 機器及び設備の修理、部品交換、メーカー保守、専門技術者の派遣その他本仕様書に定める通常業務を超える業務については、本契約には含まず、甲乙協議のうえ別途契約又は別途費用により実施するものとする。
- (3) 感染事故、災害その他緊急事態への対応に伴い、通常の業務範囲を超える専門技術支援、生殖工学技術による支援又は復旧支援を実施する場合は、甲乙協議のうえ別途対応するものとする。